

<新旧対照表> 「りそなパソコンサービス・コンピュータ伝送サービス・VALUX全銀ファイル伝送サービス利用規定」

項目	現 行	改 定 後	変更内容																	
<p>第1章 総 則 [共通事項]</p>	<p>りそなパソコンサービス・コンピュータ伝送サービス・VALUX全銀ファイル伝送サービス利用規定 (2022年6月改定)</p> <p>第1節 サービスの内容・取り扱い等 第1条【サービスの定義】 (1) サービスの定義 「りそなパソコンサービス・コンピュータ伝送サービス・VALUX全銀ファイル伝送サービス」(以下「本サービス」といいます)とは、企業またはその他の事業者(以下「契約者」といいます)が、データ伝送による方法を利用して、振込依頼明細などの処理依頼明細データ(以下「依頼明細」といいます)を当社に伝送する資金管理サービス、および入出金取引明細などの通知対象預金取引明細データ(以下「通知明細」といいます)を当社から受信する会計情報サービス(本サービスに関して当社が契約者から受託する業務を以下総称して「受託業務」といいます)をいいます。</p> <p>(2) 通信回線・接続方法 本サービスの利用にあたっては、電話回線・閉域回線・インターネット回線等の通信回線を使って、契約者が占有するパソコン、ホストコンピュータ(以下「パソコン等」といいます)を、株式会社りそな銀行(以下「当社」といいます)のコンピュータに直接、AnserDATAPORTセンター、VALUXセンターまたはZEDIセンター等銀行外部のセンター(以下個別に又は総称して「外部センター」といいます)経由で間接的に接続することとします。</p> <p>(3) サービスの名前 前項の接続方法のうち、電話回線により直接接続するものを「りそなパソコンサービス」又は「りそなコンピュータ伝送サービス」、閉域回線によりAnserDATAPORTセンター経由で接続するものを「りそなパソコンサービス(AnserDATAPORT方式)」又は「りそなコンピュータ伝送サービス(AnserDATAPORT方式)」(以下総称して「AnserDATAPORT方式」といいます)、VALUXセンター経由で接続するものを「VALUX全銀ファイル伝送サービス」(以下「VALUX方式」といいます)といたします。AnserDATAPORT方式、およびVALUX方式による場合であっても、電話回線で直接接続することが可能です。</p>	<p>りそなパソコンサービス・<u>りそなパソコンサービス(AnserDATAPORT方式)</u>・りそなコンピュータ伝送サービス・<u>りそなコンピュータ伝送サービス(AnserDATAPORT方式)</u>利用規定 (2023年1月16日改定)</p> <p>第1節 サービスの内容・取り扱い等 第1条【サービスの定義】 (1) サービスの定義 <u>「りそなパソコンサービス」・「りそなパソコンサービス(AnserDATAPORT方式)」・「りそなコンピュータ伝送サービス」・「りそなコンピュータ伝送サービス(AnserDATAPORT方式)」</u>(以下総称して「本サービス」といいます)とは、企業またはその他の事業者(以下「契約者」といいます)が、データ伝送による方法を利用して、振込依頼明細などの処理依頼明細データ(以下「依頼明細」といいます)を<u>株式会社りそな銀行(以下「当社」といいます)</u>に伝送する資金管理サービス(以下「<u>資金管理サービス</u>」<u>と</u>いいます)、および入出金取引明細などの通知対象預金取引明細データ(以下「通知明細」といいます)を当社から受信する会計情報サービス(以下「<u>会計情報サービス</u>」<u>と</u>いいます。また、本サービスに関して当社が契約者から受託する業務を以下総称して「受託業務」といいます)をいいます。</p> <p>(2) <u>関係規定の適用・準用</u> 本規定に定めのない事項については、<u>普通預金規定、当座勘定規定、振込規定等、本サービスに</u>関係する規定(以下、本規定とこれらの規定を総称して「<u>本規定等</u>」<u>と</u>いいます)により取り扱います。<u>これらの規定と本規定との間に齟齬がある場合、本サービスに関しては本規定が優先的に適用されるものとします。</u></p> <p>(3) 通信回線・接続方法 本サービスの利用にあたっては、下表のとおり、閉域回線・インターネット回線等の通信回線を使って、契約者が占有するパソコン、ホストコンピュータ(以下「パソコン等」といいます)を、<u>当社</u>のコンピュータに、AnserDATAPORTセンター、VALUXセンターまたはZEDIセンター等外部のセンター(以下個別に又は総称して「外部センター」といいます)経由で接続することとします。<u>本サービスに含まれる各サービスの名称と通信回線・接続方法は下表のとおりとします(下表に記載の「りそなパソコンサービス(AnserDATAPORT方式)」および「りそなコンピュータ伝送サービス(AnserDATAPORT方式)」を以下総称して「AnserDATAPORT方式」といいます)。</u></p> <table border="1" data-bbox="1339 1284 2318 1642"> <thead> <tr> <th>サービス名</th> <th>通信回線</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">りそなパソコンサービス</td> <td>閉域回線</td> <td>VALUXセンター経由 またはZEDIセンター経由</td> </tr> <tr> <td>インターネット回線</td> <td>VALUXセンター経由</td> </tr> <tr> <td>りそなパソコンサービス (AnserDATAPORT方式)</td> <td>閉域回線</td> <td>AnserDATAPORTセンター経由</td> </tr> <tr> <td>りそなコンピュータ伝送サービス</td> <td>閉域回線</td> <td>ZEDIセンター経由</td> </tr> <tr> <td>りそなコンピュータ伝送サービス (AnserDATAPORT方式)</td> <td>閉域回線</td> <td>AnserDATAPORTセンター経由</td> </tr> </tbody> </table>	サービス名	通信回線	接続方法	りそなパソコンサービス	閉域回線	VALUXセンター経由 またはZEDIセンター経由	インターネット回線	VALUXセンター経由	りそなパソコンサービス (AnserDATAPORT方式)	閉域回線	AnserDATAPORTセンター経由	りそなコンピュータ伝送サービス	閉域回線	ZEDIセンター経由	りそなコンピュータ伝送サービス (AnserDATAPORT方式)	閉域回線	AnserDATAPORTセンター経由	<p>商品再編に伴い、<u>利用規定名を変更</u></p> <p>商品再編に伴い<u>サービス名変更</u></p> <p><u>関係規定を追加</u></p> <p><u>サービス名と接続方法を一表で掲載</u></p>
サービス名	通信回線	接続方法																		
りそなパソコンサービス	閉域回線	VALUXセンター経由 またはZEDIセンター経由																		
	インターネット回線	VALUXセンター経由																		
りそなパソコンサービス (AnserDATAPORT方式)	閉域回線	AnserDATAPORTセンター経由																		
りそなコンピュータ伝送サービス	閉域回線	ZEDIセンター経由																		
りそなコンピュータ伝送サービス (AnserDATAPORT方式)	閉域回線	AnserDATAPORTセンター経由																		

<新旧対照表> 「りそなパソコンサービス・コンピュータ伝送サービス・VALUX全銀ファイル伝送サービス利用規定」

項目	現 行	改 定 後	変更内容
	<p>(4) AnserDATAPORTの伝送方式 AnserDATAPORT方式による場合には、伝送方式として、AnserDATAPORTセンターを経由して依頼明細を直接当社のコンピュータに伝送する形式（以下「ファイル中継方式」といいます）と、依頼明細をAnserDATAPORTセンターで一旦留め置き、伝送意思の確認が完了したものを当社のコンピュータに伝送する形式（以下「ファイル伝送方式」といいます）のいずれかを選択するものとします。</p> <p>(5) 通信手順 本サービスの利用にあたっては、通信手順として、契約者は全国銀行協会が制定した「全銀協標準通信プロトコル」または株式会社NTTデータが提供するVALUXサービスによる「全銀ファイル伝送（VALUX）」を使用することとします。</p> <p>第2条【サービスの種類】 本サービスには、資金管理サービスと会計情報サービスの2種類があり、各サービスに係る受託業務の内容は次のとおりです。ただし、AnserDATAPORTファイル伝送方式による場合には、資金管理サービスの総合振込、給与（賞与）振込、預金口座振替請求および預金口座振替結果明細に限られるものとします。</p> <p>(1) 資金管理サービス 契約者が占有するパソコン等から当社のコンピュータに直接または外部センター経由で間接的に送信してデータ伝送により処理を依頼するサービスをいい、依頼明細の種類は次のとおりとします。</p> <p>① 総合振込 ② 給与（賞与）振込 ③ 住民税（地方税）納付 ④ 預金口座振替請求および預金口座振替結果明細 ⑤ 外国送金 ⑥ その他当社が取り扱いを認めた依頼</p> <p>(2) 会計情報サービス 契約者が占有するパソコン等から当社のコンピュータに直接または外部センター経由で間接的に接続してデータ伝送により通知明細を受け取るサービスをいい、通知明細の種類は次のとおりとします。</p> <p>① 入出金取引明細 ② 振込入金明細 ③ 預金残高 ④ その他当社が取り扱いを認めた通知明細</p> <p>第4条【サービスの解約】 (2) 書面による通知 前項の通知を当社が書面により行なう場合において、当社が当該通知を契約者届け出の住所あてに発信した場合、その通知が延着または到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p>	<p>(4) AnserDATAPORT方式の伝送方式 <u>契約者は、AnserDATAPORT方式の場合には、伝送方式として、AnserDATAPORTセンターを経由して依頼明細を直接当社のコンピュータに伝送する形式（以下「ファイル中継方式」といいます）と、依頼明細をAnserDATAPORTセンターで一旦留め置き、伝送意思の確認が完了したものを当社のコンピュータに伝送する形式（以下「ファイル伝送方式」といいます）のいずれかを選択するものとします。</u></p> <p>(5) 通信手順 <u>契約者は、本サービスの利用にあたっては、通信手順として、「全銀協標準通信プロトコル」「JX手順」または「HTTPS通信」のうち、当社が指定するものを使用することとします。</u></p> <p>第2条【本サービスの機能】 本サービスには、<u>第1項の</u>資金管理サービスと<u>第2項の</u>会計情報サービスの2種類の機能があり、<u>各機能</u>に係る受託業務の内容は次のとおりです。ただし、AnserDATAPORT方式のうちファイル伝送方式による場合には、資金管理サービスの①総合振込、②給与（賞与）振込<u>ならびに④</u>預金口座振替請求および預金口座振替結果明細に限られるものとします。</p> <p>(1) 資金管理サービス 契約者が占有するパソコン等から当社のコンピュータに<u>外部センター経由</u>で送信してデータ伝送により処理を依頼する<u>機能</u>をいい、依頼明細の種類は次のとおりとします。</p> <p>① 総合振込 ② 給与（賞与）振込 ③ 住民税（地方税）納付 ④ 預金口座振替請求および預金口座振替結果明細 ⑤ 外国送金 ⑥ その他当社が取り扱いを認めた依頼</p> <p>(2) 会計情報サービス 契約者が占有するパソコン等から当社のコンピュータに<u>外部センター経由</u>で接続してデータ伝送により通知明細を受け取る<u>機能</u>をいい、通知明細の種類は次のとおりとします。</p> <p>① 入出金取引明細 ② 振込入金明細 ③ 預金残高 ④ その他当社が取扱いを認めた通知明細</p> <p>第4条【本サービスの解約】 (2) 書面による通知 前項の通知を当社が書面により行なう場合において、当社が当該通知を契約者が<u>当社に届け出た</u>住所あてに発信した場合、その通知が延着または到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p>	<p><u>表現を統一</u></p> <p><u>ZEDIおよびVALUXの手順を明記</u></p> <p><u>サービス名と区別するため「機能」に変更</u></p> <p><u>ISDN回線終了を見据えて「直接送信」を削除（2023年12月末までの取扱いは「附則」に記載）</u></p> <p><u>表現修正</u></p>

<新旧対照表> 「りそなパソコンサービス・コンピュータ伝送サービス・VALUX全銀ファイル伝送サービス利用規定」

項目	現 行	改 定 後	変更内容
	<p>第2節 手数料 第6条【手数料の種類】 本サービスの利用にあたっては、当社所定の基本料金、住民税納入取扱手数料、振込コメントサービス基本利用手数料、振込口座照会サービス取扱手数料、および振込手数料（いずれも消費税相当額を含みます）を支払っていただきます。 また、基本利用手数料は月間の契約日数にかかわらず1か月分全額を申し受けます。当社は基本利用手数料を変更することができます。 なお、口座振替手数料は、「口座振替サービス利用届出書」に定められた手数料および消費税相当額を、また、代金回収手数料は「覚書」・「貴社とのおとりきめ事項」に定められた手数料および消費税相当額を支払っていただきます。（以下これらの手数料を「手数料」と総称します。）</p> <p>第7条【手数料の支払方法】 手数料は当社所定の振替日に預金通帳および払戻請求書または当座小切手なしで、決済口座から自動的に引落します。</p> <p>第10条【データ伝送相手先の確認】 (1) 当社は、契約者からのデータ伝送により受信した制御電文内に表示された暗証番号およびサービス別暗証（ファイルアクセスキー）（以下「パスワード」といいます）と、「りそなパソコンサービス・コンピュータ伝送サービス・VALUX全銀ファイル伝送サービス申込書」または「りそなパソコンサービス（AnserDATAPORT方式）・コンピュータ伝送サービス（AnserDATAPORT方式）申込書」（以下総称して「本申込書」といいます）に記載されたパスワードとの一致を確認のうえ受託業務を行ないます。 (2) 当社がパスワードの一致を確認のうえ受託業務を行なった場合は、パスワードの盗用その他の事故があってもそのために契約者に生じた損害について当社は賠償責任を負いません。 (3) 届出のパスワードは、契約者の責任において厳正に管理するものとし、第三者へ知られないように管理してください。</p> <p>第13条【取りまとめ店】 契約者は、当社の国内営業店の中から次のすべての業務を担う営業店（以下「取りまとめ店」といいます）を指定し、本規定第3条の定めに基づき契約者が当社に提出する利用申込書等により事前に届けることとします。 取りまとめ店は、特に当社が認めた場合を除き、1契約者につき1か店とします。 ① 依頼明細の発信営業店となる。 ② 振込資金、預金口座振替資金の決済を行なう。 ③ 本サービスにかかる各種手数料の決済を行なう。 ④ 利用申込書等および解約届等の本サービスにかかる各種帳票類の受け渡し窓口となる。 ⑤ その他本サービスに関して契約者と当社の窓口となる。</p> <p>第21条【禁止行為】 (1) 契約者は、本契約に関するいっさいの権利義務に関して、当社の承諾なく第三者に譲渡することはできません。 (2) 契約者は、本契約において公序良俗に反する行為、犯罪行為に結びつく行為、他の契約者や第三者の権利を侵害または不利益を与えるような行為、その他当社が不適当・不適切と判断する行為をしてはいけません。</p>	<p>第2節 手数料 第6条【手数料の種類】 本サービスの利用にあたっては、当社所定の基本料金、住民税納入取扱手数料、振込コメントサービス<u>月間手数料</u>、振込口座照会サービス取扱手数料、および振込手数料（いずれも消費税相当額を含みます）を支払っていただきます。 また、<u>月間手数料</u>は月間の契約日数にかかわらず1か月分全額を申し受けます。 なお、<u>口座振替については</u>「口座振替サービス利用届出書」に定められた手数料および消費税相当額を、また、<u>代金回収については</u>「覚書」・「貴社とのおとりきめ事項」に定められた手数料および消費税相当額を支払っていただきます。<u>（以下、本条に定める料金および手数料等を総称して「手数料」といいます）</u> <u>当社は、必要に応じ、手数料を変更することができるものとします。</u></p> <p>第7条【手数料の支払方法】 手数料は、<u>原則として</u>、当社所定の振替日に預金通帳および払戻請求書または当座小切手なしで、<u>利用申込書等に記載の手数料決済口座</u>から自動的に引き落します。<u>ただし、当該手数料に係るサービスについて別途取決めがある場合、当社所定の他の支払方法がある場合又は当社が他の支払方法を別途指定した場合にはそちらが優先されます。</u></p> <p>第10条【認証方法等】 (1) 当社は、契約者からのデータ伝送により受信した制御電文内に表示された暗証番号およびサービス別暗証（ファイルアクセスキー）（以下総称して「パスワード」といいます）と、<u>「りそなパソコンサービス・コンピュータ伝送サービス申込書」</u>または「りそなパソコンサービス（AnserDATAPORT方式）・コンピュータ伝送サービス（AnserDATAPORT方式）申込書」（以下総称して「本申込書」といいます）に記載されたパスワードとの一致を確認のうえ受託業務を行ないます。 (2) 当社がパスワードの一致を確認のうえ受託業務を行なった場合は、パスワードの盗用その他の事故があってもそのために契約者に生じた損害について当社は賠償責任を負いません。 (3) 届出のパスワードは、契約者の責任において厳正に管理するものとし、第三者へ知られないように管理してください。</p> <p>第13条【取りまとめ店】 契約者は、当社の国内営業店の中から次のすべての業務を担う営業店（以下「取りまとめ店」といいます）を指定し、<u>第3条</u>の定めに基づき契約者が当社に提出する利用申込書等により事前に届けることとします。 取りまとめ店は、特に当社が認めた場合を除き、1契約者につき1か店とします。 ① 依頼明細の発信営業店となる。 ② 振込資金、預金口座振替資金の決済を行なう。 ③ 本サービスにかかる<u>手数料</u>の決済を行なう。 ④ 利用申込書等および解約届等の本サービスにかかる各種帳票類の受け渡し窓口となる。 ⑤ その他本サービスに関して契約者と当社の窓口となる。</p> <p>第21条【禁止行為】 (1) 契約者は、本契約に関するいっさいの権利義務に関して、当社の承諾なく第三者に譲渡、<u>担保設定および質入その他一切の処分</u>をすることはできません。 (2) 契約者は、本契約において公序良俗に反する行為、犯罪行為に結びつく行為、他の契約者や第三者の権利を侵害または不利益を与えるような行為、その他当社が不適当・不適切と判断する行為をしてはいけません。</p>	<p><u>基本利用手数料を月間手数料に変更</u></p> <p><u>表現修正</u></p> <p><u>表現修正</u></p> <p><u>記載位置を変更</u></p> <p><u>口座からの引き落とし以外の支払方法を考慮し追記決済口座の定義を明確化</u></p> <p><u>申込書名を変更</u></p> <p><u>表現修正</u></p> <p><u>表現修正</u></p> <p><u>その他の処分を追記</u></p>

